

大阪弁護士会司法問題対策委員会との司法改革交流会報告

司法改革総合センター事務局長 枝廣 恭子 (62 期)

1 はじめに

2025年3月22日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法問題対策委員会（以下「大阪司法問題対策委員会」という）との間で、毎年恒例の意見交換会を実施した。当意見交換会は、大阪と東京で交互に開催されており、当会司改センター及び大阪司法問題対策委員会の委員に加えて、両弁護士会の現執行部と次年度執行部（いずれも開催日時点）も一堂に会して議論を交わし、懇親を深める貴重な機会となっている。2024年度の意見交換会は、大阪において開催された（オンラインとの併催）。



2 当会討論・報告

当会からは、「法曹養成と弁護士養成のあり方」というテーマで報告を行い、意見交換がなされた。

(1) 法曹養成のあり方について



当会司改センターの三澤英嗣副委員長（法曹人口・法曹養成問題ワーキンググループ座長）は、20年前に法科大学院制度を中核とした法曹養成制度が開始されたが、その後、予備試験及び3+2の制度の創設、法科大学院在学中の司法試験受験が可能となったことなど、制度開始当時、全く想定されていなかった形で制度が大きく変容していると説明した。そして、その中で、法曹養成制度が弁護士の養成という観点で十分に機能しているといえるのかを検証した経過を報告した。弁護士の業務も多様化しており、「法曹に必要な能力」とは何か、どの時点でそれを備えていることが求められるのか、弁護士養成

に弁護士会としてどのように関与していくべきなのか、引き続き検証・議論していくことの必要性が共有された。

(2) 弁護士養成のあり方について

2024年度、当会に弁護士養成プロジェクトチームが設置された。同プロジェクトチームの兼川真紀座長は、大手法律事務所やインハウス弁護士の研修の調査、法科大学院協会からのヒアリングなどを行って



現状の弁護士養成のあり方の課題について検証し、弁護士会がどのように弁護士養成に関与できるかとの観点で検討してきた結果を報告した。新規登録後の研修で終えるのではなく、継続研修こそが重要であり、弁護士会は、会員向けに十分な研修プログラムを用意することに加え、どのような研修があり、何を受けるべきなのかといった情報を随時分かりやすく提供する工夫が求められるとした。さらに、法科大学院の学生に対して幅広い弁護士像を示すような活動や、弁護修習科目を充実させるために司法研修所と連携することなどを今後の課題として掲げた。

(3) インターンシッププロジェクトのご紹介

当会が2024年度に初めて実施した主に法学部の大学生

向けのインターンシッププロジェクトが紹介された。法律事務所でのインターンシップを当会が仲立ちした試みであったが、定員を上回る応募があり、参加者からも貴重な体験ができたとの感想が多く寄せられるなど、成功裏に終わったことが報告された。法曹養成のための新たな取組みに、大阪弁護士会の会員からも高い関心が寄せられた。

3 大阪弁護士会司法問題対策委員会報告・討論



大阪弁護士会の出席者から
(左) 2024年度 会長 大砂裕幸弁護士
(右) 司法問題対策委員会 委員長 伊藤寛弁護士

(1) 司法シンポジウム・プレシンポ「今こそ裁判官制度を考える」報告

2024年9月3日に大阪弁護士会が日弁連との共催で開催した、「今こそ、裁判官制度を考える『これからの裁判官のために守るべきものとは』—裁判官制度の現代的課題と司法改革の進むべき道とは—」と題するシンポジウムの概要が報告された。裁判官の新規採用が困難となり、早期退職も増加している現状が明らかにされ、司法の独立性・安定性の低下や事件処理の遅延、判決の質の低下につながり得る重大な事態であって早期の対策が求められると、元裁判官及び現役の裁判官が語っている映像を交えて報告された。裁判官の不足という問題は参加者の間でも一定の認識があったが、その深刻さをより実感させる内容であった。

(2) 民訴シンポジウム「法的審問請求権」報告

2025年2月5日に『「法的審問請求権」という権利をご存じですか。訴訟当事者の権利を踏まえて充実した訴訟活動をめざそう』とのテーマで、シンポジウムが開催された。開催前の会員へのアンケートから、近年の民事訴訟において、審理の効率化が優先されて、証人調べなどの事実審理を十分にしないまま和解を強要する、あるいは結審する傾

向にある実態が浮き彫りになったとのことであった。シンポジウムの中では、法的審問請求権（当事者は自己の見解を表明し、かつ聴取される機会が与えられることを要求する権利）を実現するための「証拠申出書」、「証拠申出補充意見書」のモデル案を提示したことが報告されたが、訴訟審理を充実させるための新たな試みに、当会の会員からも高い関心が寄せられた。

(3) 「証言・供述の記録の在り方についての意見書」報告

大阪弁護士会が、2024年9月に、最高裁判所と法務省に対し、証言・供述の記録の在り方に関する現状と課題を公表すること、自動音声認識システムの検証や諸外国の調査を実施すること、検討の場を設置することを求める意見書を送付したことが報告された。

(4) 地域司法データ

大阪の司法の実情（紛争の件数、裁判件数、裁判官の人数）を調査した「大阪地域司法データ2024」の内容を報告した。大阪地裁の新受件数はここ10年ほぼ横ばいの状態である一方、本人訴訟の割合が低下し、成年後見事件が増加するなど、弁護士に関与する案件が増加している傾向もみられるとのことであった。データは、市民に広く充実した法的サービスを提供するための弁護士会における施策に活用したいと語られた。

(5) 「裁判所・裁判官の現状と課題」に関するブログ掲載資料の紹介

「弁護士山中理司のブログ」を運営している山中理司委員が、裁判所及び裁判官に関する情報公開文書を掲載しているブログ記事を紹介した。

4 おわりに

双方の発表内容について様々な意見が発出され、法曹として求められる素質を育てることや、裁判官が不足する事態に対処することは、司法制度の根幹にかかわる重大な事由であるとして、引き続き議論検討していく重要性が参加者の間で共有された。

終了後の懇親会も盛会のうちに終わり、本意見交換会が、両弁護士会が様々な問題に協調して取り組む一助となっていると実感した。来年以降も充実した議論ができるよう、当会司改センターの活動を盛り上げていきたい。